

## 第7期計画における課題・取組の方向性

## 「基本目標（1） 生涯を通じた保健・医療サービスと療育・保育・教育の充実」

## 現計画における取組の方向性

## (1) 保健・医療サービス等の充実

妊娠期からの母子の健康増進に向けた母子保健対策や知識の普及啓発により、障がいの早期発見・早期療育に取り組み、療育や子育てに必要な知識を学ぶための支援を行い、健康の保持増進を図ります。

また、障がい者が身近な地域において医療サービスを受けることができる提供体制の充実を図ります。

- |              |                               |
|--------------|-------------------------------|
| ① 保健サービスの充実  | 母子保健事業、健康増進事業（各種健診）、心の健康      |
| ② 医療サービス等の充実 | 医療と保健・福祉との連携、自立支援医療費その他の医療給付  |
| ③ 障がい児への支援   | 発達障がい児への切れ目ない支援や医療的ケア児への支援の充実 |

## (2) 早期療育・保育・教育の充実

障がい児や発達に遅れや偏りのあるこどもの遊びや学びの機会を拡充し、特性に応じた多様な保育・教育による一人ひとりへの支援の推進を図ることにより、生涯を通じた豊かな人格形成と、自立した社会での生活力の向上を目指し、早期からの療育や保育・教育を受けられる支援体制の充実に取り組みます。

- |              |                                    |
|--------------|------------------------------------|
| ① 早期療育・保育の充実 | 保育所、幼稚園、学校その他相談支援窓口などの取組充実         |
| ② 教育の充実      | 特別支援教育や学校における ICT 活用やバリアフリー化等の環境整備 |

## 生駒市の取組状況およびアンケート調査結果

- 母子保健事業として、母子健康手帳交付時における必要な情報提供や保健指導、自身の体調や育児に不安のある産婦を対象にサポートを行う産後ケア事業のほか、保健師等による家庭訪問の事業などを行っています。また、各種教室・講座等や相談事業を通して母子保健に関する正しい知識の普及啓発を図っているほか、乳幼児健康診査では個別・集団健診において発達支援・健康の保持増進に寄与しています。
- 生駒こころの健康相談「はーとほっとルーム」では、毎週火曜日に予約制で、臨床心理士による相談事業を、相談者のニーズに応じて実施しています。
- 不登校やニート・ひきこもり等様々な困難を抱えるこども・若者等を対象に、「生駒市子ども・若者総合相談窓口（ユースネットいこま）」での相談を行うとともに、生駒市子ども・若者支援ネットワークを通じ、支援を行っています。
- 医療費の助成事業として、自立支援医療費の給付や、心身・精神障がい者を対象とした医療費助成を行っています。
- 意思疎通が困難な重度障がい者に対し、入院中において医療従事者とのコミュニケーションを支援する事業を行っています。
- 保育所等における障がい児保育事業として、公立保育園4園、私立保育園4園、認定こども園7園で、障がいのある園児の状況に応じて加配保育士を配置をし、集団保育の中で心身の発達を促進しています。学童保育所では、障がいを有し支援が必要な児童に対し、加配指導員を配置し、子ども達との生活を通して共に成長できるように育成支援を行っています。
- 幼稚園における特別支援教育については、障がい児加配講師の配置など充実を図っています。
- 生活支援センターでは、発達に不安や障がいを持つこどもとその家族に対して、療育等の相談支援を行っており、状況に応じ関係機関とも連携しながら対応しています。
- 障がい児への切れ目ない支援を目的とした「たけまるノート」を作成・配布しています。
- 学校の取組として、教育に関する悩みや特別な支援等に関する教育相談や就学指導を行っています。また、ことばの教室では、発音やことば、コミュニケーション等こどもの発達についての相談や発達特性に応じた指導を行ったほか、スクールカウンセラーを配置し、心理的相談を行っています。
- 令和4年度からは、発達が気になる就学前の児童の保護者向けの出張相談事業である「とことこ相談」を開始しています。また、通級指導教室については令和5年度から、指導担当が各学校へ訪問し指導する「自校式」に変更することで利便性向上を図っています。**

## 生駒市の取組状況およびアンケート調査結果

アンケート調査結果

### 障がい児通所支援の需要増に応じたサービス提供側の人材確保

#### ●手帳所持者向けアンケート結果

障害福祉サービスの利用状況について、「放課後等デイサービス」が **23.5%**と最も高くなっており、過去の調査をみても回答比率が増加傾向にあります（R2 実施：23.2%、H29 実施：22.9%）

#### ●発達に不安のある子どもの保護者向けアンケート結果

障がい児通所支援の利用者の満足度は高くなっており（放課後等デイサービスでは、満足とやや満足を含めて 84.8%）、お子さまの成長を目的として取り組んできて良かったこととしては「事業所での療育」が 64.8%と最も高く、発達支援に関する情報の入手先としても「通所事業所」が 53.8%と最も高いことから、通所事業所の役割が大きくなっています。

#### ●事業所アンケート調査結果

サービス提供事業所の運営上の課題については、事業内容にかかわらず人員確保が困難なことや、事務量が增大している等の意見が多く、支援体制の維持・確保に困難さを抱える事業所が多くみられました。

### 医療費の負担について

#### ●手帳所持者向けアンケート結果

- ・医療を受ける上で困っていることは、「特に困っていることはない」の割合が 37.2%と最も高く、次いで「医療費の負担が大きいこと」が **23.8%**となっており、前回調査と同傾向（23.9%）となっています。次いで「通院費（交通費）の負担が大きいこと」が 20.3%となっており、費用負担にかかる回答が多くなっています。

## 次期計画に向けた課題・取組の方向性

### (1) 保健・医療サービス等の充実

障がいや発達に不安のあるこどもに対しては、年齢ごとに必要とする支援がさまざまであることから、早期から発達段階に応じた支援を行っていくことが重要です。そのため、乳幼児期における健康診査等において、疾病・障がいや育児困難等、発達段階での課題の早期発見に努めるとともに、未受診者の把握に努め、受診を促していくことが必要です。

また、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、いつでも適切な医療サービスを受けられる体制が必要となっています。今後、障がい者の高齢化・障がいの重度化のさらなる進行や、医療的ケアが必要な児童の増加も予測されるため、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携強化が求められるとともに、支援に関する情報提供と安定的な支援体制の確保が必要です。

さらに、心の健康についての相談機会の提供や、不登校やニート・ひきこもり等様々な困難を抱えるこども・若者の総合相談窓口も継続的に求められています。

### (2) 早期療育・保育・教育の充実

誰もが自分らしい生活を送ることができるよう、生涯を通じた一人ひとりへの支援を推進するため、障がい特性に応じた発達支援や、社会での生活力を高める保育や教育の充実を図ってきました。

今後も、こどもたちの可能性を広げるために、早期発見・早期療育の取組や、たけまるノートの周知・利用促進等による切れ目のない支援が必要です。

また、障がい児通所支援の需要の高まりにより、支援者の担い手の確保・育成が課題となっています。その中でも、支援において中心的な調整役を担う生活支援センターや相談支援事業所における相談支援専門員の不足は特に重要な課題であり、支援体制全体の維持・確保にも大きな影響を及ぼすことから、これらの人員確保・育成を促す取組が必要です。

さらに、就学前から卒業後にわたる切れ目のない支援、児童それぞれが持つ特性を考慮した教育指導、進路選択において相談支援を行える体制の確保や、障がいの有無にかかわらず可能な限り共に教育を受けられる教育環境の整備が必要です。

## 「基本目標（２） 地域生活のための総合的な支援体制の充実」

### 現計画における取組の方向性

#### （１）情報保障および意思疎通支援の充実

令和２年４月に施行された「生駒市手話言語の普及並びに障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の理解及び利用の促進に関する条例」（以下、「条例」という。）を踏まえ、障がい者が地域で生活していく上で必要な情報を得ることができるよう、障がい者の多様なニーズに応じた、わかりやすい情報提供の充実と障がい特性を踏まえた適切な情報提供体制の強化に努め、情報バリアフリー化を推進します。

- |   |
|---|
| ① 手話言語の普及、多様なコミュニケーション手段の理解および利用促進<br>各種理解啓発、広報・あゆみの点訳音訳、各種読書サポート 等 |
| ② 多様なコミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備<br>UDフォントの積極導入、遠隔手話通訳サービス、緊急情報配信サービス   |
| ③ コミュニケーション支援者の養成および確保 手話の各種講座、派遣事業 等                               |

#### （２）生活支援にかかるサービスの充実

障がい者が住み慣れた地域で、できる限り自立した生活を送れるよう、その多様なニーズに応じて、適切なサービスを選択し、利用できるよう情報提供を図るとともに、非常時における支援体制を整備します。

また、在宅の障がい者に対する日常生活または社会生活を営む上での居宅介護、重度訪問介護、同行援護等の支援を行うとともに、短期入所および日中活動の場の確保等により、在宅サービスの量的・質的充実に図り、特性やライフステージに応じた各種サービスを総合的に提供します。

- |                |                                       |
|----------------|---------------------------------------|
| ① 訪問系サービスの充実   | 居宅介護をはじめとした介護給付サービスの提供                |
| ② 日中活動系サービスの充実 | 介護給付、就労支援などの訓練等給付、地域活動支援センターなどのサービス提供 |
| ③ 居住系サービスの充実   | 施設入所、グループホーム、福祉ホーム、地域生活支援拠点の充実        |
| ④ 移動サービスの推進    | 交通費等助成、コミュニティバス運行・利用支援 等              |
| ⑤ 福祉用具の給付等     | 補装具費や日常生活用具の給付、車いすの貸与                 |
| ⑥ 経済的支援        | 年金や各種手当の支給や税減免とその申請支援                 |
| ⑦ 窓口・情報提供の充実   | 広報やHPによる情報提供や案内冊子の配布                  |
| ⑧ その他のサービス     | 緊急通報機器貸与、FAX119・NET119事業、まごころ収集事業 等   |

#### （３）相談支援の充実

障がい者数の増加が続き、相談内容についても、複雑化し、専門性の高い対応や多様なニーズへの対応が求められることから、相談体制の充実を図る必要があります。関係機関との連携を強化し、重層的に切れ目のない相談支援を行うとともに、専門職員の配置を検討する等、質の向上を図ります。

- |                      |   |
|----------------------|---|
| ①相談窓口の充実             | 相談支援事業、計画相談支援、児童相談支援、身体・知的障害がい者相談員の利用促進、地域生活支援拠点の充実 |
| ②障がい者地域自立支援協議会の機能の充実 | 多機関連携による部会などの活動 等                                   |

#### （４）生活環境の充実

地域においてバリアフリー化およびユニバーサルデザインの考え方を取り入れるとともに、障がい者に優しい住まいの整備等、快適な生活環境を整え、地域社会の中で自立した日常生活を営んでいくための環境の整備に努めます。

また、災害に備えるため、災害時要援護者台帳の整備や福祉避難所等の周知を継続するとともに、障がい者が巻き込まれる犯罪被害を防止するための防犯対策に一層取り組みます。

- |                |                                  |
|----------------|----------------------------------|
| ①人にやさしい施設の整備   | 公共施設などのバリアフリー化等                  |
| ②住まいの充実        | 住宅改修費支給、障がい者に配慮した市営住宅の改修         |
| ③障がい者への防災対策の充実 | 災害時要援護者避難支援事業、緊急情報配信サービス 等       |
| ④防犯対策の充実       | 消費生活センターとの連携、空き家活用ของกลุ่มホーム事業補 |

## 生駒市の取組状況およびアンケート調査結果

生駒市の取組状況

- ・令和4年度から広報紙において手話言語の普及と多様なコミュニケーションの理解啓発などをテーマとした特集記事の連載を開始したほか、ろう者や手話に関する動画を作成・公開しています。また、令和5年度から市の障がい福祉課に手話通訳者を配置し、理解啓発等の新たな企画検討を進めています。
- ・令和3年度に旧高山幼稚園跡地の解体工事を行い、北部地域における地域に開かれた農福連携の場として生活介護事業所を誘致し、令和4年4月に開所しています。
- ・令和4年度から市の障がい福祉課に精神保健福祉士2名を配置し、相談支援体制の充実に取り組んでいます。
- ・令和4年度に地域生活支援拠点に関するリーフレットを作成したほか、事業者向け説明会を開催するなど、拠点の利用周知とともに、関係機関の連携強化に取り組んでいます。
- ・令和5年度から開始の「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」において、相談分野を問わず受け止める「いこまる相談窓口」などの事業に取り組んでいます。
- ・コミュニティバスについて、令和3年に策定された「生駒市地域公共交通計画」に基づき、既存の5路線に加え令和4年8月から実証運行を開始した鹿ノ台線でも同様の利用料金の割引を導入し、障がい者の外出機会の創出に取り組んでいます。
- ・令和4年度には聴覚障がい等がある方向けのネットによる緊急通報のシステム「NET119」の導入事業において、消防部局と連携して登録説明会を開催するなど、制度利用の促進を図っています。
- ・緊急通報システム事業では、一人暮らし高齢者や身体障がい者等に緊急通報装置を貸与し、急病等の緊急時には、地域の協力員の支援や救急車の出動を要請する等、迅速かつ適切な対応を行っています。
- ・災害時要援護者の把握及び避難体制整備の推進では、高齢者、障がい者や難病患者等のうち、災害時、自分ひとりや家族等の手を借りて避難できない方に避難支援員を選任し、災害時に安全に避難できる体制を整えています。
- ・令和4年度からは、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設において作成する災害時の避難行動などを定めた「避難確保計画」の作成等の支援に取り組んでいます。

### 障がい者の身近な相談窓口

#### ●手帳所持者向けアンケート結果

- ・今後必要な支援については、「特にない(30.3%)」を除くと、「福祉サービスを利用するための情報提供や身近な相談窓口」が27.8%と最も高く、各種支援の充実はもとより、支援を利用したい人への周知の方策についても検討が求められます。

### サービス提供側の人材確保

#### ●事業所アンケート調査結果

- ・事業所の運営上の課題については、事業内容にかかわらず人員確保が困難なことや、事務量が増大している等の意見が多く、支援体制の維持・確保に困難さを抱える事業所が多くみられました。(再掲)

### 障がい者が安心できる場所や身近な友人などの存在

#### ●手帳所持者向けアンケート結果

- ・生駒市の障がい福祉施策についての重要度をみると、「安心できる場所」が34.2%と最も高く、次いで「相談窓口の充実」「身近な相談先の充実」などの重要度が高い結果となっています。また、現在の生活で困っていることについては、友人がいない、少ないことが23.2%と高い割合となっています。

### 条例の周知啓発

#### ●手帳所持者向けアンケート結果

- ・利用してみたいコミュニケーション手段としては、「パソコン・スマートフォンなど(28.3%)」に次いで「手話」が8.5%と高くなっています。一方で、条例の認知があまり進んでおらず(条例を「知らない89.3%」、当事者はもとより一般市民全体への周知啓発の取組がさらに求められています。

### 「生駒市災害時要援護者避難支援事業」の周知について

#### ●手帳所持者向けアンケート結果

- ・「生駒市災害時要援護者避難支援事業」の認知は、「知らない」が77.4%と高く、前回調査の74.3%よりも微増していることから、3年が経過しても事業の周知が進んでいるとはいえない状況です。
- ・将来の生活において心配なこととして、災害が起きたときのことが48.0%と高い割合となっています。

アンケート調査結果

## 次期計画に向けた課題・取組の方向性

### (1) 情報保障および意思疎通支援の充実

障がいの有無や程度に関わらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、手話が言語であることの普及や障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の理解と利用を促進することが必要です。

そのためには、より多くの市民に、社会的障壁により情報を得ることに困難さを感じている障がい者の存在をより身近に感じてもらう取組の強化や、電話リレーサービスをはじめとした新たな社会インフラの積極活用に向けた理解啓発の取組がさらに求められています。

### (2) 生活支援にかかるサービスの充実

就労支援を含む日中活動系サービス、居住系サービスの充足や障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点の充実に取り組んできました。

障がい者のニーズは多様化しており、個々の障がい者のニーズや実態に応じて適切なサービスを利用できるよう、サービスの充実を図るとともに、障がい者が地域で安心して自立した生活を送るため、障がい者の高齢化や障がいの重度化、「親亡き後」を見据えた、障がい者の生活を地域全体で支える地域生活支援拠点の充実や地域における居場所の創出が必要です。

具体的には、介護者の緊急時などにおいて、障がい者を一時受け入れを含めた支援体制の充実や、一人暮らし体験の利用拡大に向けた取組が求められています。

また、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組のひとつとして、精神疾患などさまざまな困難さを抱える障がい者が安心して過ごすことができる支援の充実のほか、支え手としても活躍ができる機会づくりや地域住民との交流を図ることができる居場所づくりを進める必要があります。

さらに、重度の障がい者への支援の担い手確保や、受け入れ可能なグループホーム等の整備への支援も必要です。

### (3) 相談支援の充実

本市では、身体・知的・精神の障がい種別ごとに、生活支援センターを設置し、福祉サービスの情報提供や利用調整をはじめ、社会参加や権利擁護等に関する相談支援を行っています。発達に支援が必要なこどもを対象とした生活支援センターも個別に設置し、早期からよりきめ細かな対応ができる体制を整えています。

相談支援については一人ひとりに適切に対応できる柔軟性と専門性が求められることから、個々の障がい者のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、相談機関の周知・場の充実や、属性や分野を問わない支援の枠組みである「重層的支援体制整備事業」も活用しながら、関係機関との連携を強化し、相談体制を充実していくことが必要です。

その中でも、支援において中心的な調整役を担う生活支援センターや相談支援事業所における相談支援専門員の不足は特に重要な課題であり、支援体制全体の維持・確保にも大きな影響を及ぼすことから、これらの人員確保・育成を促す取組が必要です。（再掲）

さらに、親亡き後でも一人暮らしの障がい者が安心して地域での生活を送ることができるよう、地域生活支援拠点や地域における居場所の創出が必要です。（再掲）

### (4) 生活環境の充実

災害発生時において、誰もが安全に避難できるよう、自治会や地域住民と連携して災害時要援護者支援のための体制づくりに取り組んできました。

福祉避難拠点の整備や地域住民が主体となった避難所ごとの管理運営体制の構築、災害発生時の迅速かつ適切な情報提供、避難支援体制の強化、避難生活における安全・安心の確保等に向け、地域全体で取り組んでいくことも必要となります。

そのため、まずは災害時要援護者避難支援事業についての周知をより強化するとともに、災害時において障がい者が1人で避難することが難しいようなケースでは、効果的な個別支援ができるよう、障がいの特性や必要な支援の内容などを把握する福祉専門職との連携も検討しながら、個別避難を支援するための計画の策定が促進されるような体制構築を進める必要があります。

## 「基本目標（３） 障がい者理解の促進と権利擁護の推進」

### 現計画における取組の方向性

#### （１）啓発・交流による障がい者理解

地域共生社会の実現に向けて、障がい者と障がい者でない者がともに暮らす地域の中で、互いの心の隔たりを埋め、障がいへの正しい理解を深めるための啓発に取り組むほか、地域交流、ボランティア活動等を促進し、すべての人が交流できる機会や場を拡充するとともに、障がい者が地域のさまざまな場に参加しやすい環境づくりを一層進めます。また、情報の取得等が困難な障がい者の意思疎通の充実を図るために、特性に応じて、手話通訳や要約筆記等のコミュニケーションに関する支援体制の充実を図ります。

さらに、あいサポート運動の推進や、ヘルプマークおよびヘルプカードの普及や理解促進等、援助や配慮を必要とする方に対して、周囲の人がマークを理解し思いやりのある行動を行うことを目指す「心のバリアフリー」を推進していきます。

- |                  |  |
|------------------|--|
| ①啓発・広報活動の推進      | 障害者週間キャンペーン、講演・研修会 等                           |
| ②交流・ふれ合いの促進      | ユニバーサルキャンプ、福祉センター事業、障がい者関係団体の活動支援              |
| ③障がい者理解に向けた取組の強化 | 学校・地域・市職員・企業等への理解啓発活動、あいサポート運動推進、ヘルプマーク・カードの普及 |
| ④ボランティア活動の推進     | 意思疎通支援その他のボランティア育成支援                           |

#### （２）権利擁護に対する支援

障がい者の意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重するとともに、成年後見制度の周知や適切な利用を促進します。

また、障がいを理由とする差別の解消に向け、障害者の虐待防止に関する制度等の広報・啓発活動を行い、障がい者虐待の防止の早期対応および養護者に対する相談や支援を行います。

- |          |                                   |
|----------|-----------------------------------|
| ①権利擁護の推進 | 権利擁護支援センターによる支援、成年後見制度利用支援、虐待防止対応 |
|----------|-----------------------------------|

### 生駒市の取組状況およびアンケート調査結果

生駒市の取組状況

- ・「障害者週間」キャンペーンでは、ポスター展を皮切りに、主要鉄道駅や大型商業施設での街頭啓発活動を実施しています。またキャンペーン活動として福祉センターにおいて講演会、バザー、模擬店等を協力団体とともに実施しています。
- ・主に福祉教育の一環として幼稚園や小・中学校を中心に、車いす、アイマスク、点字、手話体験等の出前講座を実施しています。
- ・計画的に手話奉仕員養成講座入門編及び基礎編、聞こえのサポーター講座、点訳講習会、音訳講習会を開催し奉仕員等の養成を図っています。
- ・福祉センター事業では、利用者ニーズも把握しながら、各種教室(通年開催)及び短期教室を開催することで、地域交流の場を提供するとともに、障がい者等の自立や社会参加を促しています。
- ・道徳や総合的な学習のなかで、読み物教材の学習や車いすやアイマスクなどの体験活動を通して、障がい者に対する理解を深めてもらう機会としています。また、障がいのない児童生徒が、特別支援学級や特別支援学校の児童生徒と交流する機会を持ち、同じ学校や地域の中で思いやりや助け合いながら生活していく大切さを育むきっかけとしています。
- ・民生児童委員、寿大学、市職員及び一般市民・ボランティア向けに、障がい者理解を深めるための研修「あいサポーター養成講座(研修)」を実施しています。
- ・精神障がい者理解啓発事業として、ピアサポート研修会、家族のための勉強会、地域移行・地域定着講演会を実施しているほか、精神障がい者関係団体との共催で「こころの市民講座」を実施しています。
- ・権利擁護支援センター事業として、権利擁護や成年後見制度の相談、日常の金銭管理の相談支援を行うほか、権利擁護支援サポーター養成講座や、権利擁護に関するセミナーを実施しています。
- ・令和４年度から、成年後見制度利用支援事業の対象者を拡大し、後見申立てや報酬に係る費用助成について、申立人が低所得者世帯である本人や家族の場合も助成対象としています。
- ・令和５年度から発足した生駒市消費者安全確保地域協議会(通称:見守りネットワーク)の枠組みを活用しながら、消費者権利の保護が必要となる障がい者への支援を関係機関とともに図っていきます。

## 生駒市の取組状況およびアンケート調査結果

### ヘルプカードの周知は年々進む → 利用者の増加にもつながっている

#### ●手帳所持者向けアンケート結果

- ・「ヘルプカード」の認知と利用について、「知らない」が20.4%となっており、前回調査の27.5%から大幅に減少しています。利用については利用していないが58.5%と最も高く、前回調査の56.8%を上回る結果となっているものの、「利用している」が18.7%と前回の14.7%を上回り、周知が進むことにより、一定の利用増につながっています。

### 障がいへの偏見・差別の実感はやや改善

#### ●手帳所持者向けアンケート結果

- ・障がい者への差別や偏見について、前回調査と比較すると、「あると感じている（感じた）」のが43.2%から41.6%、「感じたことはないが、あると思う」が30.5%から27.9%に減少し、改善の方向に向かっています。偏見・差別を感じる場所としては「まちなかでの人や視線の言動で」が28.3%と最も高くなっています。

### 成年後見制度について「わからない」が増加傾向 → 利用につながる周知について検討が必要

#### ●手帳所持者向けアンケート結果

- ・「成年後見制度」の利用について、「わからない」が59.2%と最も高く、前回調査の54.3%を上回っています。一方で、「今は必要ないが、将来利用したい」が22.9%と、前回調査の27.2%を下回る結果となっています。
- ・権利擁護支援センターの周知や利用については、「知らない」が73.8%となっており、「利用したことがある」は0.7%にとどまっています。

アンケート調査結果

## 次期計画に向けた課題・取組の方向性

### (1) 啓発・交流による障がい者理解

地域共生社会の実現に向け、障がい者理解についての各種広報活動を継続的に行うとともに、「障害者週間」等のイベントやさまざまな機会を通して、障がい者に対する市民の理解を深める啓発や交流活動を推進してきました。

障がいのある人もない人もお互いに尊重し、支え合って暮らすためには、すべての市民が障がいに対する正しい理解を深めることが重要であり、差別解消に向けた具体的な行動につながるよう、障がいに関する正しい知識を市民の中に広げ、啓発する活動を進めることが重要です。

具体的には、あいさポーターや語り部の活動など専門職に限らない担い手による理解啓発に向けた活動を継続的かつ効果的に地域に広げていく取組への支援についての検討も必要です。

さらに、企業等への理解啓発活動の強化も進める必要があります。

### (2) 権利擁護に対する支援

成年後見制度等の権利擁護にかかわる制度を活用しながら、本人の意思をできる限り尊重し、その能力を最大限活かして生活を送ることができるよう支援することが必要です。

障がい者が障がいを理由として差別を受けず、その人らしく暮らす権利を侵害されることのないよう、権利擁護に関して障がい者や養護者が身近に相談ができる、権利擁護支援センターの機能の充実に努めてきましたが、制度やセンターについてさらなる周知を広げる取組が必要です。また近年は相談内容の多様化・複雑化の傾向が強くなっていることから、関係機関とのさらなる連携強化や、困難ケースを効果的に対応するための支援体制の維持・確保が重要です。

障がい者に対する虐待は、障がい者の尊厳を傷つける決して許されない行為であり、その防止と早期対応ができる体制が重要です。また、障がい者の自立、障がい者に対する権利擁護支援においては、長期にわたる意思決定支援や見守り等が重要であり、障がい特性を理解し、継続的に支援することが求められます。

## 「基本目標（４） 障がい者の社会参加と就労支援の推進

### 現計画における取組の方向性

#### （１）社会参加への支援

障がいの有無に関わらず、社会活動に参加し、生きがいのある暮らしを送ることができるよう、外出の際の移動等を支援する等、文化芸術活動やスポーツ、レクリエーションに親しむことができる環境の整備等を推進します。

また、障がい者の社会参加を促進するため、障がい者理解に向けた取組を進めます。

- |                 |                             |
|-----------------|-----------------------------|
| ① 活動の機会の確保      | ピアサポートの支援、意思疎通・外出支援 等       |
| ② スポーツ・文化活動等の推進 | 福祉センター事業、スポーツ大会や作品展への参加促進 等 |

#### （２）就労支援の充実

障がい者が、社会の一員として就労の機会を得て、充実した社会生活を送るため、一般就労や就労先への定着に向けた支援に取り組みます。

また、特性や能力に応じて、多様な働き方ができるように、農福連携事業の推進等、就労の場の確保を図ります。

さらに、福祉施設等において生産活動を行う福祉的就労の充実を図り、障がい者の就労に対する地域の理解を促進するため、「障がい者働く応援プログラムいこま」についても継続して取り組み、多様な就労の場の確保に努めます。

- |                       |   |
|-----------------------|---|
| ①多様な働き方の支援            | 障がい者雇用促進啓発・情報提供、就労系サービスの提供、農福連携の推進 福祉的就労の充実 |
| ②障がい者働く応援プログラムいこま」の推進 | 障がい者職場体験受け入れの推進、授産品販売拡大支援、優先調達推進            |

### 生駒市の取組状況およびアンケート調査結果

生駒市の取組状況

- ・精神障がい者理解啓発事業として、障がい者やその家族同士が当事者として、お互いの悩みを共有し、お互いの体験や経験を基に語り合い、課題解決に向け協働的にサポートを行う取組（ピアサポート）を支援しています。
- ・福祉有償運送事業について、隣接市と共同で運営協議会を設置し、適切な運営と安全な運行等の確保に向けた支援を行っています。
- ・障がい者のためのスポーツパークを年３回、プール開放事業を年２回実施しているほか、障がい者手帳の提示で市民プールは使用料免除、井出山屋内温水プールは１６歳以上は割引、１５歳以下は免除としています。
- ・福祉センターにおいて、各種教室を開催し、障がいの有無に関わらない交流の場を提供するとともに、障がい者の自立や社会参加を促進しています。
- ・奈良県障害者スポーツ大会や障害者作品展の開催協力と、障がい者の参加支援・促進を図っています。
- ・北部地域での事業所誘致（再掲）をはじめ、遊休農地の活用と障がい者の活躍の場の提供を目的とした農福連携を推進しています。
- ・生駒山麓公園等において、障がい者の活躍と働く場の拡大に向けた就労支援を推進しています。
- ・職場体験受け入れ事業については、特別支援学校や障がい者就労施設との連携のもと、本市における職場体験の新たな受け入れ先との調整を進めました。
- ・障がい者理解啓発や授産品販売の機会創出などを目指し、図書館や南北コミュニティセンターなどでの販売に加え、令和５年１０月から、生駒市役所１階で、市内障がい者就労施設が手がける商品（授産品）の出張販売イベント、「いこふく出張所」を始めています。
- ・市役所における障がい者就労施設等からの物品や役務の優先的調達の推進については、令和４年度に市職員向けに業務例や施設の紹介をするリーフレットを作成し、調達を推進しています。
- ・令和２年度には、障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）の改正に伴い、障がい者である市職員の活躍の場を広げることを目的として、「生駒市役所障がい者任用指針」を策定し、職場環境の整備やサポート体制構築を進めています。
- ・令和３年度からは、障がい者の雇用機会創出の一環として、市の会計年度任用職員（事務補助職員等）の採用試験を実施しています。



## 生駒市の取組状況およびアンケート調査結果

### 障がい者が安心できる場所や身近な友人などの存在（再掲）

#### ●手帳所持者向けアンケート結果

- ・生駒市の障がい福祉施策についての重要度をみると、「安心できる場所」が **34.2%**と最も高く、次いで「相談窓口の充実」「身近な相談先の充実」などの重要度が高い結果となっています。また、現在の生活で困っていることについては、「友人がいない、少ないこと」が **23.2%**と高い割合となっています。

### 将来の生活のための本人の収入が充分でないことへの不安 → 収入確保に向けた支援の充実

#### ●手帳所持者向けアンケート結果

- ・将来の生活において心配なことについては、「本人の収入が十分でない」が **61.4%**と最も高く、家族の負担を心配するその理由としても「経済的な負担」が **57.8%**と最も高くなっている。そのような不安を解消するためには、経済的支援のみならず、就労支援など収入の確保に向けた支援が求められる。

### 障がい者が就業環境において求めること → 物理的な環境より、障がいに対する理解促進が重要

#### ●手帳所持者向けアンケート結果

- ・就労支援で必要なことについては、「職場の上司や同僚に障がいに対する理解があること」が **51.5%**と最も高く、次いで「短時間勤務や勤務日数などの配慮がされること」が **32.9%**、「働き続けるための支援があるなど、職場と支援機関の連携がとれていること」が **31.0%**となっています。勤務形態やバリアフリー環境等だけでなく、周囲の理解や支援機関との連携といったソフト面の施策が重要となっています。

アンケート調査結果

## 次期計画に向けた課題・取組の方向性

### (1) 社会参加への支援

社会参加の機会の充実とともに、社会参加をするために必要な移動や情報提供等の側面からの支援の充実に努めてきました。

生涯学習、文化・スポーツ活動等の体制を充実することは、本人の生きがいや社会参加の促進につながります。障がいのある人もない人も相互の理解を深めるとともに、障がい者の生活の質の向上を図り、個性や能力、意欲に応じて積極的に社会参加できる環境づくりが重要です。

また継続して、多様な交流機会づくりに努め、障がい者の社会参加を促進し、その個性や能力を引き出すことができるよう、関係団体、地域組織等との連携を図っていく必要があります。

さらに、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組のひとつとして、精神疾患などさまざまな困難さを抱える障がい者が安心して過ごすことができる支援の充実のほか、支え手としても活躍ができる機会づくりや地域住民との交流を図ることができる居場所づくりを進める必要があります。

（再掲）

### (2) 就労支援の充実

障がい者がその適性と能力に応じて可能な限り就労の場に就くことができるよう、関係機関との連携や啓発のほか、職場定着のための支援を推進してきました。また、生駒山麓公園等の市所有施設における就労支援体制の充実や障がい者就労施設等からの優先的調達の拡大、職場体験の受け入れ等に総合的に取り組むことにより、市内における多様な就労体験の場の確保に努めてきました。

障がい者の雇用促進、就労定着に向け、障がいへの理解や就労環境の改善促進に取り組んでいくことが必要です。

さらに、企業等への理解啓発活動の強化も進める必要があります。（再掲）また、障がい者の活躍の場の創出や福祉的就労における工賃向上のため、障がい者就労施設等における受注拡大への取組等が必要となっています。